

【資料 1】

第 3 回 嵐山町立小中学校再編等審議会における質問事項等

【質問】

菅谷小学校や七郷小学校について、大規模改修後にどのようなメンテナンスがされたのか。又、町としてのメンテナンスの方針がどのようなになっていたのか。

【回答】

各小中学校の修繕及び工事の状況等は、【別添 1】のとおりです。メンテナンスについては、具体的な計画及び方針等は策定しておりませんでした。

【質問】

建替えを前提に、学校に関する予算はどのくらいとれるのか。

【回答】

学校を建築する場合の財源措置の割合は、

・国庫補助事業の場合は、

国庫補助金 50% 町債（町の借金） 残りの 50%×充当率 90%=45%
一般財源（町が用意する財源） 5%

・単独事業の場合は、

町債（町の借金） 充当率 75% 一般財源（町が用意する財源） 25%
事業を実施するにあたり、町が当年度で用意すべき財源は、事業費の 5%～25%となりますが、一般的には、20%～30%用意する必要があります。

現在、町の基金（貯金）は、令和 3 年度末の見込で、財政調整基金（予期せぬ税収減や災害発生等の支出増加等へ備える貯金）が 6 億 3,005 万 7 千円、特定目的基金のうち公共施設を建設するための基金の積立金は、9 7 9 万 6 千円となっています。今後の財政運営を考えた場合、町が独自で用意できる財源は、現状では、1 億 7 千万円程度が限度と考えられます。

【質問】

学校の候補地を提示してほしい。

【回答】

町が所有している一定規模の土地は以下のとおりですが、山林以外は利用されている土地です。現在の学校敷地以外を利用する場合は、新規に土地を取得すること、又はその他の土地については、諸条件を整えたうえ、学校敷地として利用することとなります。

役場敷地 8,555 m²、総合グラウンド 56,907 m²、鎌形野球場 9,141 m²、花見台第一公園（工業団地内）53,226 m²、同第二公園 5,822 m²、蝶の里公園 32,716 m²が

【資料 1】

あります。その他、鎌形及び將軍沢地内に町所有の山林があります。

(単位：m²)

| 学 校 | 建物敷地 | 運動場 | その他 | 備 考 |
|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 菅谷小学校 | 14,615 | 10,001 | | |
| 七郷小学校 | 4,385 | 7,420 | 6,240 | 法面 |
| 志賀小学校 | 9,565 | 8,580 | 6,216 | 実習地、鉄塔敷地 |
| 菅谷中学校 | 9,244 | 16,423 | | |
| 玉ノ岡中学校 | 11,244 | 12,270 | 17,831 | 実習地、法面、道路 |

【質問】

前回どこまで決まって、なぜ白紙になったのか。

【回答】

前回の決定事項としての答申内容については、諮問に基づき、適正規模、施設規模、小中連携、学校統合、通学条件、地域社会との連携と配慮、跡地利用について記載されております。その後、教育委員会において、嵐山町立学校適正規模等基本計画が策定されました。【別添 2】新校開校準備委員会だよりは、令和 2 年 9 月の広報に折込により、全世帯に配布したものです。

白紙となった理由については、【別添 3】附属機関の整理（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の特別職の整理）抜粋をご覧ください。

【質問】

簡易洋式トイレ設置の検討をして頂きたい。

【回答】

学校和式トイレのスペースは、概ね幅 90 cm 長さ 90～95 cm です。洋式トイレ場合は、概ね長さが 115 cm 以上となっています。簡易洋式トイレの設置については、スペース的な問題点があります。又、和式トイレはドアが内開きの場合があります。以上のことから、簡易トイレを設置する場合についても、トイレ設備の改修が必要となります。

【質問】

審議会では、何をどこまで決めるのか。

【回答】

学校の数と位置について、一定の方向性をお示してください。詳しくは、第 1 回会議の【資料 9】をご覧ください。

【資料 1】

【質問】

審議会では、結論を出す方法は決まっているのか。多数決など。

【回答】

結論を出す方法については、第 1 回会議の【資料 2】嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例第 6 条第 3 項により、出席委員の過半数をもって決することが規定されています。